

長野市景観審議会について

1 景観審議会

良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議する組織
(主な審議事項)

- ・景観計画の策定又は変更に関する事項
- ・景観賞の選考
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定・解除に関する事項
- ・屋外広告物に関する規制の制定及び変更に関する事項 など

2 デザイン専門部会

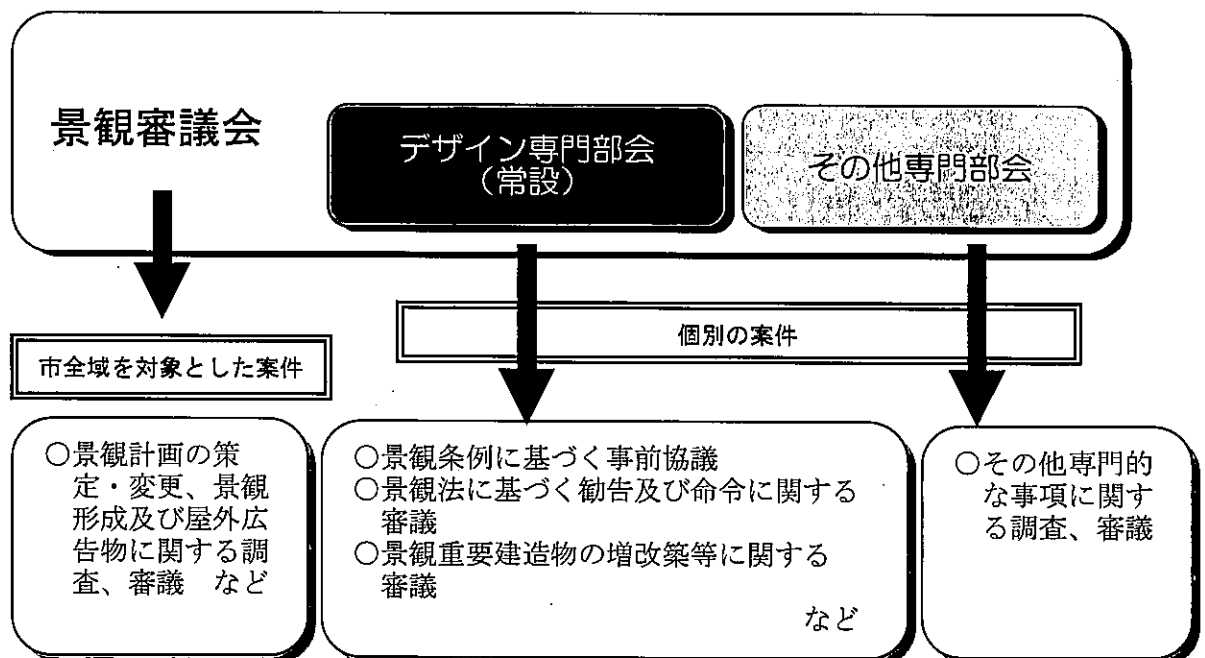
景観審議会の中に常設し、個別の案件について調査及び審議する組織
(主な審議事項)

- ・大規模行為に係る景観条例に基づく事前協議に関する事項
- ・大規模行為に係る景観法に基づく勧告及び命令に関する事項
- ・景観重要建造物の増改築・修繕等又は景観重要樹木の伐採等に関する許可に関する事項
- ・景観計画に定められた高さの制限を超過する電気供給・通信施設の建設に関する事項 など

※デザイン専門部会の議決をもって、景観審議会の議決とすることができる。

3 その他の専門部会

景観計画の改定、屋外広告物条例の改正などの必要に応じて景観審議会の中に設置する組織



4 審議会の開催

○景観審議会

- ・年3～5回程度開催

(7月2回、2月1回に開催する。他は審議内容等による。)

○デザイン専門部会

- ・毎月第4水曜日午後開催

(大規模行為に係る事前協議について、事業者との対面による協議を行う場合に開催)

- ・大規模行為に関する事前協議については、毎月案件を委員にメール送信し、意見を頂いている。

5 審議会の定足数等

項目	定足数等
審議会の開催	委員の過半数の出席が必要
審議会の議事決定	出席委員の過半数の同意が必要
専門部会の開催	委員の過半数の出席が必要
専門部会の議事決定	出席委員の過半数の同意が必要

6 その他

景観審議会の審議等を経て実施している事業の概要は次のとおり。

○長野市景観賞

市民の景観に対する関心を高め、より良い景観の創造を推進するために、優れた景観の形成に寄与している建築物や工作物、団体などを景観審議会が選考し、市長が表彰する。昭和63年度から実施しており、令和2年度までに144作品を表彰した。

○ながの百景

市内に数多くある自然や歴史、文化、風土などが感じられる景観を再発見し、愛着と誇りを持って守り育てるとともに、魅力ある景観を市内外へ発信するため、平成25年度・26年度に市民から応募・推薦のあった景観の中から、長野市景観審議会の選考を経て決定し、市民、観光客等への周知を行っている。

○景観重要建造物

特色のある景観形成を特に推進する地区の景観形成上、維持・保全する価値があり、その地域のシンボリックな景観を生み出している建造物を、景観審議会の審議を経て、7件指定している。増改築・修繕等を行う際には、デザイン専門部会の審議を経て市が許可を行う。